

経税部だより

## 強引すぎる！ 秋に番号制法案提出予定

税理士 柄溝 宗生

2011年6月30日に発表された「社会保障・税番号大綱」では、我が国の理念として「…なぜ今回導入するのか。それは、国民の権利を守る事、すなわち社会保障給付を適切に受ける権利、さらに種々の行政サービスの提供を適切に受ける権利を守ることにある」と記述、いわば国民のために導入すると言っている。しかも、今年秋にも関連法案を国会に提出するスケジュールである。あまりに唐突であり、もっと国民的な議論が必要ではないか。

利用しようとする六分野は秘匿性の非常に高い情報で、かつ全ての国民と法人等を対象とするという、とてつもない広範囲として情報量となる。これらの情報を「番号」をキーに名寄せ・突合せ、集積・集約され、活用されることに多くの懸念が指摘されてきた。

私が属する「税経新人会全国協議会」が出した「社会保障・税に関わる番号制度に関する意見書」(本年5月24日付)に依拠して、今回の大綱を主に税務面から検討する。

「共通番号制度」は国民にとって利便性より弊害が大変多く、またこのような「共通番号制度」がなくても、社会保障・税に関する行政を遂行する上で支障はなく、したがって「共通番号制度を導入」に反対している。

### 1. 税務面における共通番号制度

①国民一人ひとりに番号が付番されていること、②納税者が取引の相手方に告知できるよう民一民一官の関係で利用でき、また目で確認できること、③常に最新住所と関連付けられていること——これらを前提に税務面において番号制度を活用するには、納税者が税務署長等に提出する確定申告書や法定調書等の書類に番号を記載することが必要になる。市町村に提出する給与支払報告書においても従業員の番号や扶養家族の番号の記載が必要である。

これにより税務当局は、法定調書と納税申告書の情報を、番号をキーとして効率的に名寄せ・突合するこ

とが可能となり、より正確な所得把握が可能とし導入の理由にしている。

しかし「制度改革と併せても、全ての取引や所得を把握し不正申告や不正受給をゼロにすることなどは非現実的であり、また、番号を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界がある」として、大綱で番号制度の限界も明記している。

番号制度がないと「給付付き税額控除制度」を導入できないと言われているが、給付付き税額控除制度が果たして公平な制度なのかどうか疑問があり、さらにそれを共通番号制度なしでやっている国も存在する。したがって導入の理由にはならない。

### 2. 共通番号制度の弊害

秘匿性の非常に高い情報を行政機関などが集積・集約し活用する番号制度は、様々な懸念がある。

「大綱」自身、国民の間に生じる次のような懸念を指摘している。

- ①国家により個人の様々な個人情報が「番号」をキーに名寄せ・都合されて一元管理されるのではないかと懸念
- ②個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ集積・集約された情報の、外部に漏えいする懸念、本人が意図しない形の個人像が構築されたり選別されて差別的に扱われる懸念
- ③番号や個人情報の不正利用や改ざんにより財産その他の被害の懸念

#### (1) 膨大な個人情報の漏えい

この番号制度は社会保障・税の利用から始まり、行政機関にとどまらず民間企業も自由に活用できるシステムを目指している。インターネット上などで個人情報の流出問題が多発し、社会問題化している。番号制度が導入されると、膨大な個人情報が漏えいする危険性が極端に高まることは言うまでもない。番号と符号の区分など分散化の対策をとっても、危険性は同様に存在する。

#### (2) 成りすまし犯罪の多発

大綱で、アメリカや韓国等でも成りすまし等の不正利用が社会問題化している、と言及している。可視化された番号を使って他人に成りすまし、他人名義のクレジットカードを作成して買い物する、他人の銀行口座から現金を引き出す——などの問題が起きている。

#### (3) 民間活用による国民受難

この番号の民間活用が広まり、企業はこの番号をキーにあらゆる情報を集積し、信用情報、顧客管理、販売管理など、「儲ける」ための道具として活用する。

#### (4) 国家による国民管理・国民監視

国家はこの「共通番号制度」によって国民一人ひとりの膨大な個人情報を管理することができる。憲法13条に規定する個人の尊重、尊厳が損なわれる懸念もある。

#### (5) 導入コストなどが膨大

この制度を導入するにあたって新たなシステム開発や行政機関の対応費など具体的な費用は記載されていないが、初期費用だけでも6000億円かかるとも言われている。その後の保守費用や損害賠償にかかる費用を考えれば莫大な税金を投入しなければならない。財政危機の折、社会保障の財源に四苦八苦ししていることを考えれば、受注企業が潤うだけで、国民はさらに犠牲になる。

#### (6) 徴税強化の道具

公平・公正な税負担は、この番号制度とは別の税制改革の課題である。上場株式・配当などの分離課税で高額所得者の税負担が歪められているが、それを是正するものでもない。

そして、生活費への課税が進み、負担能力のないところに課税を強化してきた結果、納税者と滞納者が激増している。今後、消費税の増税や所得税の課税最低限が引き下げられれば、一層納税者と滞納者が激増する。そして徴税を強化する道具として共通番号制度が使われることになる。(おわり)

### ——社会保障・税番号大綱(抜粋)——

#### スケジュール

2011年秋以降、可能な限り早期に番号法案・関連法案を国会に提出

2014年6月個人・法人に番号を交付

2015年社会保障分野、税務分野で利用開始

#### 具体的な手法

現在、各人の健康保険証の記号・番号や年金番号や税務申告の納税者番号など各分野に独自の番号が付けられている。

この番号を情報連携基盤を通し「共通番号」でそれぞれの情報を名寄せし各機関で活用しようとするものである。

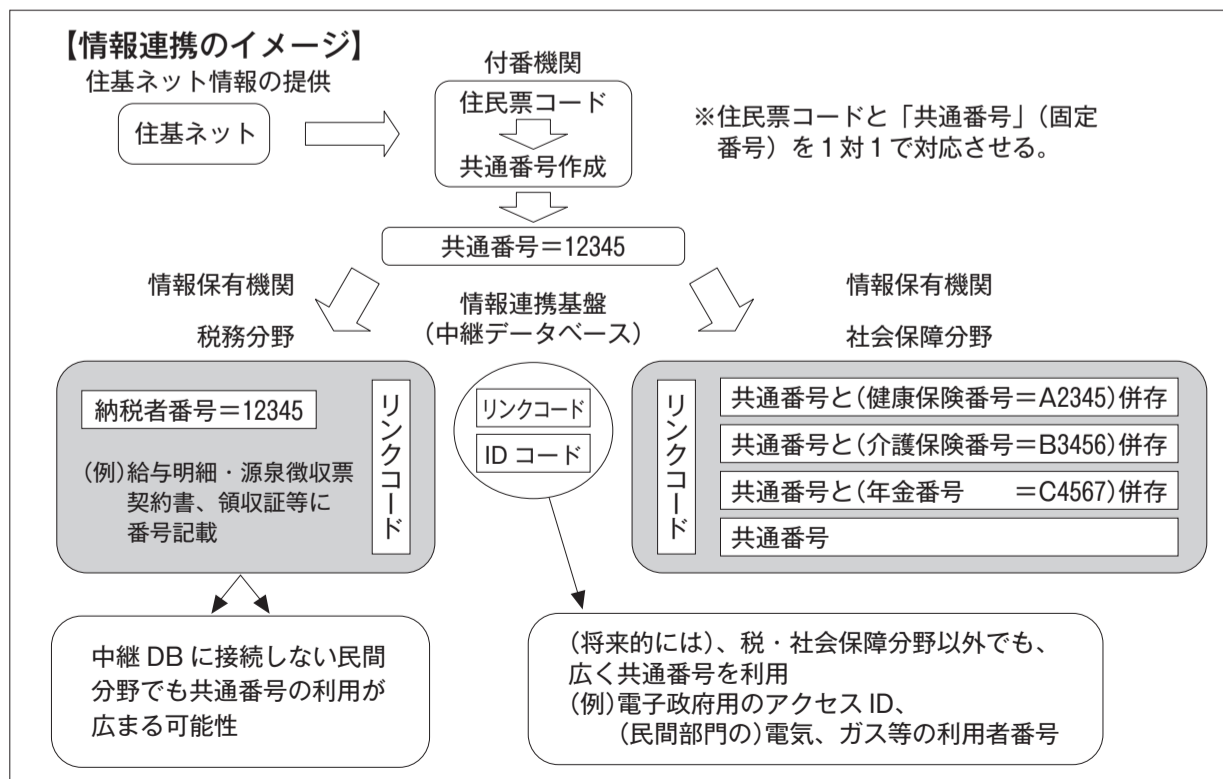
住民基本台帳の基本4情報(住所・氏名・生年月日・性別)と番号をキーとして紐付けする事になる。それを組み込んだICカードで交付できるようにする。

#### 番号を告知、利用する分野

年金分野、医療分野、介護保険分野、福祉分野、労働保健分野、税務分野で活用する。

なお、医療・介護等の分野での情報連携については、情報保有機関が相当数あり、民間の医療機関等も含まれる。(以外に本人確認を実施する事業者においてICカードを用いた確認要求を禁止する事は妥当ではない)となっているので民間で利用される事も想定している)番号制度で、何が出来るのか

- ・社会保障の給付や負担の状況に関する情報を把握して、個人や世帯の状況に応じた社会保障給付の実現が可能になる
- ・税務当局に提出される既存の申告書・法定調書の提出者に対し、記載項目とされている第三者(給与所得者や扶養対象者)の番号記載を求めるとして所得把握の精度の向上の実現
- ・防災福祉の観点から災害時の活用
- ・事務手続きの簡素化や負担軽減その他



日本弁護士会連合会の資料を元に作成